

〈新刊〉

労働組合、法律事務所、社労士必携



改訂3版 労働相談事例集

働き方改革関連法に対応!

- 194の相談事例をピックアップし、わかりやすく解説
- 最新の法改正や通達に対応した内容。裁判例も豊富に紹介
- 「相談者への対応」では、相談を受ける人が留意すべき点も記載
- 雇用、労働時間からハラスメント、外国人問題、労使関係まで全15分野

著者 労働問題研究会
 価格 本体9,500円+税
 判型 B5版
 頁数 640ページ
 発売 2020年6月
 条件 委託

全15分野を網羅

- 1 労働契約
- 2 解雇・懲戒処分
- 3 経営危機・倒産関係
- 4 配置転換、出向、転籍
- 5 賃金
- 6 労働条件の不利益変更
- 7 労働時間・休暇等
- 8 男女雇用機会均等法
- 9 育児・介護休業法
- 10 雇用保険・社会保険
- 11 パート・アルバイト・契約社員
- 12 派遣・委託・請負
- 13 外国人
- 14 労働安全衛生と労働災害
- 15 労使関係

実際によくある具体的な質問事例

7-8 時間外割増の計算方法

Q 当社の所定労働時間は、朝9時から12時まで、昼休み1時間ををさみ午後は13時から17時30分までです。労基法上の残業割増の計算方法を教えてください。

A 1 労基法の時間外労働割増は、1日8時間、週40時間の法定労働時間を超えた場合に適用される。所定労働時間を超えているが法定労働8時間以内である場合は「法内残業」とは認定されない。
 2 割増賃金の算出には、まず計算の基礎となる時間当たり賃金を算出し、法内残業の場合は時間当たり賃金の100%、法外残業の場合は時間当たり賃金の125%に時間外労働の時間数をかけた金額を請求できる。

残業時間の計算
 一般に「残業」とは、所定労働時間を超過して労働していることを指す。しかし、労基法の時間外割増が適用になるのは、法定労働時間である1日8時間、もしくは週40時間を超過して労働している場合である。所定労働時間を超過しているが、法定労働時間を超過しない場合は「法内残業」と呼ばれ、労基法上の割増賃金は必要ありません。しかし、通常の時間当たり賃金を当然支払わなければならない。

残業の端数計算
 残業が15分などの端数になるからといって、切り捨てることは許されません。たとえ1分でも法定労働時間を超過した場合は割増賃金が支払われなければならないし、賃金計算期間内の残業時間は積み上げて計算されなければならない。ただし、一定の単位で四捨五入してしまえば、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることに1時間当たりの賃金額および割増賃金率に円未満の端数が生じた場合、それ以上を1円に切り上げるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるから、労基法違反としては取り扱われないとしています(昭63.3.14 基発第150号)。

全質問にチェックポイントを明示

相談者への対応

所定労働時間が1日7時間30分、月給248,200円の労働者が法定労働時間を超える残業を月20時間した場合の例は、次のとおりです。
 ①まず、月給から時間外割増の算定基礎となる賃金を算定します。
 ②年所定労働時間から月平均所定労働時間を算出します。
 ③①+②で割増賃金算定の算定基礎となる1時間当たりの賃金は1,456.5円となります。また、25%増の割増賃金は時間当たり1,820.6円となります。
 ④法内残業の割増手当は1456.5円×時間数、法外残業の割増手当は、1,820.6円×時間数で計算します。
 以上の計算は、あくまでも労基法の範囲内での計算です。就業規則や労働組合との労働協約が上回っていただければそれが適用になることに留意してください。

図表7-3 月給制の割増賃金の計算例

完全案件2日勤務の株式会社甲が年9日あり実労働時間7時間の企業で、8時間を超える時間外労働が20時間発生した場合

(1) 給与の算定 A人の給与	金額	割増賃金の対照
基本給	200,000	○
固定手当	10,000	×
住宅手当	12,000	×
通勤手当	8,800	×
福利厚生手当	10,000	○
特別手当	7,400	○
	248,200	229,400

(2) 1か月の実労働時間
 365日-(52日(休日)+61日(その他、祝日の祝日・年末年始・夏休み))=21日
 7.5時間×21(日)=157.5時間

(3) 1時間当たりの賃金手当
 $229,400 \times \frac{1}{157.5} = 1,456.5$ 円

(4) 8時間を超えた分の割増手当
 1,820.6円×20(時間)=36,412円

8時間を超えない30分については、割増ではなく1時間当たりの標準計算による賃金と見なされますが、労働協約の適用が適用範囲内、労働協約等で所定労働時間を超過した部分については、割増賃金を適用する方が適当です。

相談者への対応

相談者にとのように対応するか、懇切に指示

根拠となる法令をあげながらわかりやすく解説。参考になる判例、指針、通達等も掲載

下記の注文書で、FAXにてお申し込みください。FAX 03-3288-5577

発行 労働教育センター TEL 03-3288-3322 FAX 03-3288-5577
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-2-34 千代田三信ビル5F http://www.rks.co.jp

注文書	貴店番線印	書名	ご発注日
		改訂3版 労働相談事例集	年 月 日
		定価: 本体9,500円+税 ISBN978-4-8450-0839-1	ご担当者名
		冊	様

労働教育センター